

市県民税の申告のポイント

令和5年1月1日現在、石垣市に居住しており、下記の「市県民税申告が不要な方」に該当しない方は申告する必要があります。令和4年中に所得がなかった方も申告が必要です。申告しない場合は、各種行政サービスが受けられない場合がありますので、ご注意ください。なお、確定申告をする方は、市県民税申告をする必要はありません。

● 市県民税申告が**必要**な方の例

- ・令和4年中に所得のない方で、税法上の扶養親族※1になっていない方
- ・市外在住の親族の税法上の扶養親族※1になっている方
- ・公的年金収入のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除がある方
- ・所得税の確定申告が不要な方で、給与及び公的年金等以外の収入があった方

● 市県民税申告が**不要**な方の例

- ・税務署や e-Tax で確定申告をする方
- ・市内在住の親族の税制上の扶養親族※1になっている方
- ・公的年金収入のみで、申告する控除がない方※1
- ・給与収入（1カ所）の方で年末調整済みの方

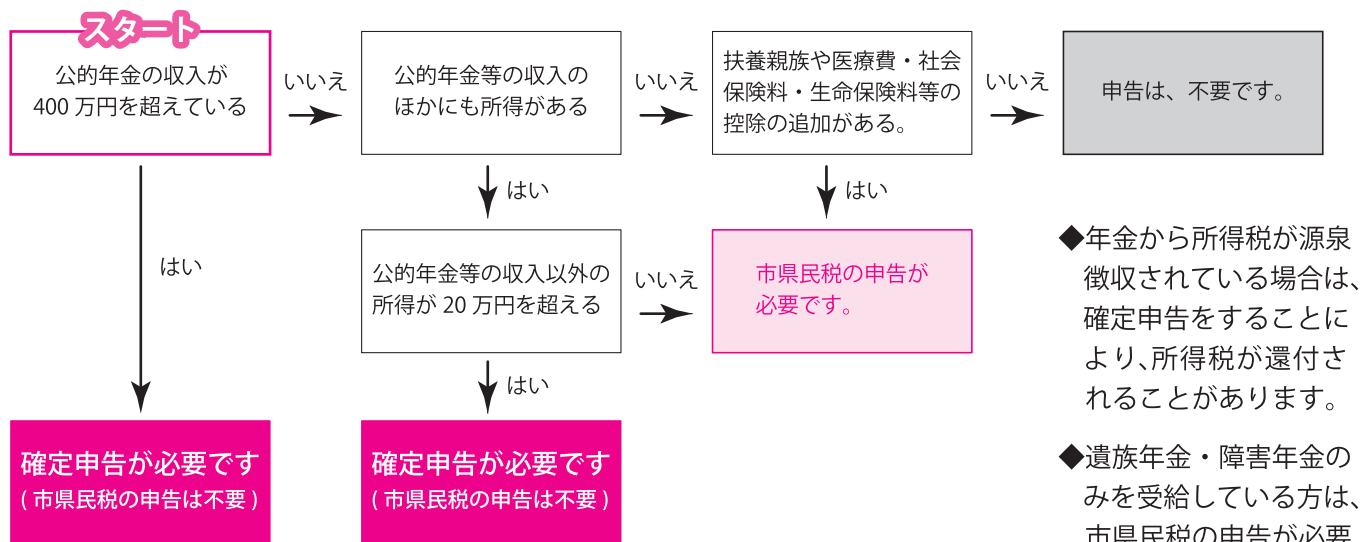
※1

税法上の扶養親族とは、年末調整や確定申告、市県民税の申告で扶養親族として申告されている方です。健康保険制度の扶養とは異なります。

年金所得者の申告について

収入が公的年金（遺族年金、障害年金除く）のみで、控除の追加がない方は申告不要です。ただし、申告が必要な場合もありますので、申告フローチャートをご活用ください。

～ 公的年金収入（※障害年金、遺族年金除く）のある方向け申告フローチャート ～



● 所得のない方は郵送での申告にご協力ください！

必要書類を市役所に郵送するだけで簡単に申告できます。

【必要書類】

- ①マイナンバーカードの写しもしくは番号確認書類の写し
- ②本人確認書類の写し
- ③市県民税申告書
申告書は、住所・氏名等の必要事項をきれいに記入してください。もれがある場合は、受付ができません。

※返信用封筒（申告受付書（控え）が必要な方のみ）

907-8501

【宛先】

石垣市真栄里 672 番地
石垣市役所
税務課市民税係 行

郵送申告締切：令和5年3月15日（水） 消印有効

【問合せ】市役所税務課 ☎ 0980-87-9025

※郵送で申告した場合は、申告受付書（控え）をお渡ししていません。控えが必要な方は、**返信用封筒（宛名記入の上、84円切手貼付）**を同封してください。